

# 入札説明書

公告日 令和5年11月30日(木)

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。本件入札は、紙入札により行う。

<b>1. 入札に付する事項</b>		
(1)	購入物品	医書.jpオールアクセス 買入
(2)	購入物品の特質等	別紙仕様書のとおり
(3)	納入期間	別紙仕様書のとおり
(4)	納入場所	別紙仕様書のとおり
<b>2. 日程</b>		
(1)	公告日・質問・申請書類・入札書受付開始	令和5年11月30日(木)
(2)	質問受付締切	令和5年12月5日(火)17時15分まで
(3)	入札書受付締切	令和5年12月13日(水)17時15分まで
(4)	開札日時	令和5年12月15日(金)9時30分
<b>3. 契約条項を示す場所</b>		
	「4. 担当課」を参照	
<b>4. 担当課</b>		
(1)	入札執行担当課 (入札執行に関する照会先)	地方独立行政法人大阪市民病院機構 大阪市立総合医療センター 総務部財務課 〒534-0027 大阪市都島区中野町5丁目15番21号(都島センタービル5階) 電話 06-6929-3627
(2)	事業担当課	地方独立行政法人大阪市民病院機構 大阪市立総合医療センター 教育研修センター (図書室) 寺澤 〒534-0021 大阪市都島区都島本通2-13-22 電話 06-6929-1221
(3)	質問事項受付担当課	上記(1)入札執行担当課に同じ
(4)	契約締結に関する手続担当	上記(1)入札執行担当課に同じ
<b>5. 入札参加資格</b>		
(1)	地方独立行政法人大阪市民病院機構契約規程第3条の規定に該当しない者であること。	
(2)	本法人から大阪市民病院機構競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。	
(3)	入札参加申請時において大阪市契約関係暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。	
(4)	代理店証明書の提出が可能なこと。	
<b>6. 入札参加申請</b>		
(1)	申請書類	ア) 使用印鑑届 ※印鑑証明と異なる印鑑を使用する場合は、使用印鑑届の提出が必要(原本) イ) 委任状 ※本件において代理人を定める場合は、委任状の提出が必要(原本)
(2)	受付期間	令和5年11月30日(木)から令和5年12月13日(水)17時15分まで (ただし、本法人の休日を除く)
(4)	受付場所	4. 担当課(1)に同じ
(5)	提出方法	持参又は地方独立行政法人大阪市民病院機構契約規程(以下「契約規程」という。)第26条第2項に規定する郵便等(簡易書留郵便もしくは信書が扱え、送付履歴がわかるもの。以下この項において「郵便等」という。)による。郵便等の場合は、受付期限内に必着のこと。
(6)	その他(注意事項)	申請書類は入札書提出時と同時発送でも認める。
<b>7. 入札書の交付</b>		
	令和5年11月30日(木)から令和5年12月13日(水)まで本法人ホームページからダウンロードするものとする。	
<b>8. 質問事項等について</b>		
(1)	仕様書等の内容に関する質問は、下記メールにて提出すること。 nyuusatsu-qa@osakacity-hp.or.jp	
(2)	質問は所定の質問票に記載しデータにて提出すること。	
(3)	質問の受付は、令和5年11月30日(木)から令和5年12月5日(火)17時15分までとする。締切以降の質問については受け付けない。	
(4)	質問に対する回答については、大阪市民病院機構のホームページ上に掲載する。ただし、質問がない場合は掲載しない。	
<b>9. 入札執行日時及び場所等</b>		
(1)	入札書受付期間	令和5年11月30日(木)8時45分から令和5年12月13日(水)17時15分まで
(2)	入札書提出方法	持参又は地方独立行政法人大阪市民病院機構契約規程(以下「契約規程」という。)第26条第2項に規定する郵便等(以下この項において「郵便等」という)による。郵便等による場合、提出の際は二重封筒を用い、表封筒に入札案件名称を明記するとともに「入札書在中」と朱書のうえ財務課宛て親展とし、内封筒に入札日及び入札案件名称を記載すること。
(3)	開札予定日時	令和5年12月15日(金)9時30分 ※多数参加の場合は発表が遅れることがある。
(4)	くじ引き	開札の結果、「13. 落札者の決定方法」による落札者がいないときにはくじ引きにて業者選定を行う。なお、くじ引きの方法については、「4. 担当課(1)」の担当者の指示に従うこと。
(5)	くじ引き実施日時	本法人の指定する日時
(6)	場所	4. 担当課(1)に同じ

<b>10. 入札に参加することができない者について</b>		
(1)	「5. 入札参加資格」の要件を満たさない者	
(2)	「6. 入札参加申請」申請書類の不足・不備が見つかった者	
<b>11. 入札方法等</b>		
(1)	入札方法	本法人が交付した入札書(書面)の提出による。なお、入札者は、提出済みの入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
(2)	入札書記載金額	入札書に記載する金額は、総額を記載すること。 入札者は消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
<b>12. 落札者の決定方法</b>		
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。		
<b>13. 保証金等</b>		
(1)	入札保証金	免除 ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額(入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(単価契約にあつては、落札金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあつては、落札金額を1年当たりの額に換算した額))の100分の3に相当する違約金を徴収する。
(2)	保証人	不要
<b>14. 入札の無効について</b>		
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。なお、無効の入札をした者は再度の入札に参加することができない。		
(1)	地方独立行政法人大阪市民病院機構契約規程第29条第1項の規定に該当する入札	
(2)	本法人が交付した入札書を用いないで行った入札	
(3)	再入札の場合にあつては、前回最低入札価格以上の価格でした入札	
(4)	落札決定までの間に大阪市民病院機構競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けた者又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者がした入札	
<b>15. その他事項</b>		
(1)	契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。	
(2)	関連情報を入手するための照会窓口は、「4. 担当課(1)」とする。	
(3)	落札者または契約の相手方に決定されたときは、遅滞なく契約締結の手続きを行うこと。	
(4)	落札の決定から契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき、または、契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあることその他の理由により著しく不適當であると認められるときは、契約の締結を行わないものとする。	
(5)	契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。	
(6)	落札者または契約の相手方に決定されたときは、遅滞なく、「4. 担当課(1)」に別紙「大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を両面印刷し、提出すること。 誓約書を提出しない場合は、その者に係る入札は無効とする。 また、当該誓約書を提出しなかった落札者または契約の相手方は、大阪市民病院機構競争入札参加停止措置要綱に基づき停止措置を行う ※契約金額：入札金額に1.1を乗じた額。	